

根室市中小企業振興基本条例

平成27年3月2日条例第1号

(前文)

二つの海と貴重な自然に恵まれた根室市は、豊かな水産資源を背景に、古くから北方漁業の基地として発展してきた水産都市であり、更には北方領土返還要求運動原点の地である。

これまで、先人のたゆまぬ努力の積み重ねにより産業の礎が築き上げられ、激動する社会情勢の中で幾多の試練を乗り越えながら発展を続けてきた。

根室市は、事業所のほとんどが中小企業であり、中小企業が産業の中心的役割を担っている。

根室市の目指すべき将来都市像である「活気にあふれる住みよいまちの実現」のためには、今後とも元気な中小企業が必要不可欠である。

近年、中小企業を取り巻く環境は、国際競争の激化をもたらす経済のグローバル化に加え、急速な少子高齢社会への進展、更には人口減少社会の到来など大きく変化してきている。

このような中で、根室市の中小企業が雇用や所得の確保を担い、消費生活の安定と安全を提供することにより市民生活の向上に寄与するなど、地域にとってますます重要な役割を果たしていくことは明らかであり、今後なお一層、多様で力強く成長・発展していくことが求められる。

ここに、中小企業の振興が市民生活の向上につながり、地域の発展に大きく関わるという認識を市、企業、市民が共有し、協働の精神のもとに中小企業の振興、更には地域経済の活性化を図るため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、本市の中小企業の振興に関し、その基本理念、基本方針を定めるとともに、市、中小企業者等、大企業者及び市民の役割を明らかにすることにより、中小企業に関する施策を総合的に推進し、もって地域経済の健全な発展及び市民生活の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法(昭和38年法律第154号。以下「法」という。)第2条第1項各号に定めるものでその事務所を市内に有するものをいう。
- (2) 中小企業者等 中小企業者、事業協同組合、企業組合、商店街振興組合その他市長が適当と認めた中小企業団体をいう。
- (3) 大企業者 中小企業者以外の会社及び個人で事業を営むものをいう。
- (4) 小規模企業者 法第2条第5項に定める小規模企業者であつて、その事務所を市内に有するものをいう。

(基本理念)

第3条 中小企業の振興は、次に掲げる基本理念にのっとり推進されなければならない。

- (1) 中小企業者の自らの創意工夫及び自主的な努力を尊重すること。
- (2) 中小企業者の経済的社会的環境の変化への円滑な適応が図られること。
- (3) 市、中小企業者等及び市民の協働により行われること。

(市の責務)

第4条 市は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、国や北海道、市民や中小企業者等と連携し、中小企業の振興に関する経済的社会的諸条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 市は、工事の発注、物品及び役務の調達等に当たっては、予算の適正な執行に留意しつつ、中小企業者等の受注機会の増大に努めるものとする。
- 3 市は、学校教育における勤労観及び就業観の醸成が中小企業の人材の確保及び育成に資することにかんがみ、児童又は生徒に対して職業に関する体験機会の提供その他必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(中小企業者等の努力)

第5条 中小企業者は、事業活動を行うに当たっては、経済的社会的環境の変化に対応して、その事業の成長発展を図るため、自主的に経営の向上及び改善に努めなければならない。

- 2 中小企業者等は、基本理念に基づく市の施策に協力するよう努めるものとする。
- 3 中小企業者等は、地域社会を構成する一員としての社会的責任を自覚し、地域社会との調和を図り、暮らしやすい地域社会の実現に貢献するよう努めるものとする。
- 4 中小企業者等は、児童又は生徒に対して職業に関する体験機会の提供に協力するよう努めるものとする。
- 5 中小企業者等は、市内において生産され、製造され、又は加工される製品を取扱い、及び市内で提供される商業などのサービスを利用するよう努めるものとする。

(大企業者の役割)

第6条 大企業者は、事業活動を行うに当たっては、地域社会を構成する一員としての社会的責任を自覚するとともに、中小企業者等との連携・協力に努めるものとする。

- 2 大企業者は、中小企業の振興が本市経済の発展及び市民生活の向上に果たす役割の重要性を理解し、市が実施する中小企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。
- 3 大企業者は、市内において生産され、製造され、又は加工される製品を取扱い、及び市内で提供される商業などのサービスを利用するよう努めるものとする。

(市民の理解と協力)

第7条 市民は、中小企業の振興が地域経済の発展及び市民生活の維持、向上に重要な役割を果たしていることを理解するとともに、地元の製品、商業サービスの

地元消費が地域経済全般に波及効果をもつことを理解するよう努めるものとする。

- 2 市民は、消費者として、市内において生産され、製造され、又は加工される産品及び市内で提供される商業などのサービスを利用するよう努めるものとする。
(中小企業振興のための基本方針)

第8条 市は、次に掲げる基本方針に基づき、中小企業の振興に関する施策を講ずるものとする。

- (1) 中小企業者の経営の革新及び創業の促進並びに創造的な事業活動の促進を図ること。
- (2) 中小企業者の事業活動に必要な人材育成及び確保を図ること。
- (3) 中小企業者等と関係機関との連携、中小企業者等相互の連携その他の連携の促進を図ること。
- (4) 地域資源の活用等による産業の発展及び創出を図ること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める施策

(小規模企業者への配慮)

第9条 市は、中小企業の振興に関する施策を講じるに当たっては、経営資源の確保が特に困難であることが多い小規模企業者の事情に配慮するよう努めるものとする。

(根室市中小企業振興審議会)

第10条 中小企業振興施策について調査審議するため、根室市中小企業振興審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

- 2 審議会は、次に掲げる事務を行う。
- (1) 市長の諮問に応じ、中小企業振興施策について調査審議し、意見を述べること。
 - (2) その他中小企業の振興に関する事項について調査審議し、意見を述べること。

3 審議会の委員は、中小企業者等、消費者及び識見を有する者のうちから市長が委嘱する。

4 審議会の委員の数は、20名以内とし、任期は2年とする。

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年12月18日条例第35号)

この条例は、公布の日から施行する。